各学校体育施設開放運営委員会 代表者 様

> さいたま市スポーツ文化局 スポーツ部スポーツ振興課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底について(通知)

日頃から、本市のスポーツ振興及び学校体育施設開放事業に御尽力いただきありがとう ございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組に御理解と御協力をいただい ておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

さて、全国的な感染者数の増加や、季節性インフルエンザの流行期を迎え、新型コロナウイルス感染症対策分科会から緊急提言がなされる等、国民、自治体等に対し、感染拡大を防ぐための対策強化が求められています。

市教育委員会では、「体育においては、可能な限り屋外で行うとともに、身体が接触する 運動においては慎重に検討すること。体育館や武道場等で行う場合は十分な換気を行うこ と。」等、より徹底した感染防止の取組を行うよう通知されています(裏面別紙)。

このことから、本事業においても「感染防止策チェックリスト」の遵守と三つの密(密閉・密集・密接)の回避等、改めて感染防止策への取組を徹底していただくとともに、<u>学校体育施設の利用方法について、運営委員会から学校に確認していただき、本事業を実施していただきますようお願い申し上げます。</u>

なお、別添のとおり感染症防止策チェックリストの改訂を行いましたので、運営委員会、 各団体への周知徹底をお願い申し上げます。

担当

スポーツ振興課スポーツ施設係

TEL 048-829-1729

FAX 048-829-1996

E-mail sports-shinko@city.saitama.lg.jp

令和2年11月25日

市立各学校長 様

さいたま市教育委員会 教育長 細田 眞由美

学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

県内の新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は今月に入り急増を続け、本市においても先週一週間で100人を超える陽性者が判明するなど増加の傾向を示しています。

とりわけ学校においては、今月に入り、教職員の感染や児童生徒間での感染が複数確認されている状況であり、大変憂慮すべき事態にあります。

ついては、感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症に対応した さいたま市学校教育活動実施マニュアル」に基づいた取組について改めて点検し、感染予防に万全を期すようお願いします。また、今後は、季節性のインフルエンザの流行期とも重なることから、更なる感染予防対策の徹底を図らなければなりません。

特に、下記にある基本的な感染症予防対策を徹底するとともに、教職員一人ひとりに対し、学校の内外を問わず責任と自覚ある行動を取るよう改めて指導してください。

併せて、各学校における具体的な感染症対策を保護者に通知するとともに、各家庭とも連携し、感染拡大防止の取組を徹底するよう強くお願いします。

記

- 1 正しいマスクの着用(鼻と口を覆う)や、手洗い・手指消毒を徹底すること。
- 2 換気は1時間に1回、2方向の窓を同時に開け、5~10分程度の換気を徹底すること。
- 3 健康管理を徹底し、教職員本人や同居の家族にも発熱や風邪の症状等が見られる場合や、濃厚接触者となり検査を受ける場合などは出勤を見合わせ、速やかに報告すること。
- 4 感染のリスクが高いとされる下記の活動においては、特に注意を払うこと。
 - ・給食指導においては、給食前には手洗いの徹底、配食を行う児童生徒への手指消毒 を徹底すること。
 - ・体育においては、可能な限り屋外で行うとともに、身体が接触する場面が多い運動 は慎重に検討すること。体育館や武道場等で行う場合は十分な換気を行うこと。
 - ・合唱においては、一定の距離を保ち、同方向での発声とし、回数や時間を慎重に検 討すること。
 - ・部活動においては、「学校の新しい生活様式における新しい部活動の在り方」に関する指針(令和2年6月12日)に則り、感染防止に万全を期した上で実施すること。

感染防止策チェックリスト

	利用者が遵守すべき事項
	□ 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
	□ 体調が良くない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
:	□ 同居家族や身近な知人に感染の疑われる方がいる場合
	□ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域
	等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
	□ 利用前には利用団体に所属する全員の検温を行い、代表者はそれを確認すること
	□ 保護者による送迎等は必要最低限にすること
	□ 利用団体で手洗い石鹸(ポンプ式が望ましい)や消毒液(手指消毒用、清掃用)を確保し、
	こまめな手洗い、消毒を実施すること
	□ 十分な距離の確保
	□ 運動の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、周囲の人となるべく距離*を空け
	ること(介助者や誘導者の必要な場合を除く)
	※少なくとも 2m の距離を空けることが適当である
	□ 強度が高い運動の場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
	□ マスクを着用すること(運動時を除く)
	ロ 運動中、グラウンド等に唾や痰を吐かないこと
	ロ 飲料やタオルの共用はしないこと
	□ 利用団体が利用者に飲料等を提供する際には、使い捨ての容器を用いること
	□ 利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと
	□ 施設利用前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
	□ 運動を室内で実施する場合には、定期的に外気を取り入れる等の換気を行うこと
,	· 利用後· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	□ 施設利用後は、利用した範囲の消毒を徹底すること
	□ 心設利用をは、利用した範囲の消毒を制成すること ※ドアノブ、トイレ、スポーツ用具(ポール、ネット等)
	□ 飲み残しの飲料を含め、ゴミは全て持ち帰ること
	□ 利用終了後は、速やかに学校から退出すること
	□ 利用団体から新型コロナウイルス感染者が出た場合には、
	速やかにスポーツ振興課(代表電話:829-1111)と学校へ報告すること
	22 (7) (- 7) (7) (7) (7) (7) (7) (
	その他
	・各競技の協会、連盟が活動の再開に向けた新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
	を作成、公表しています。利用の際には、ガイドラインを参考とした取組をお願いします。
	·国の接触確認アプリ(COCOA)や埼玉県の接触確認アプリ(埼玉県LINEコロナお知らせシ

ステム)を積極的に活用してください。